

第 1 2 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 5 月 2 8 日

第 1 2 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 4 年 5 月 2 8 日 (月) 1 6 時 0 0 分
 2. 閉会日時 平成 2 4 年 5 月 2 8 日 (月) 1 6 時 3 0 分
 3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
 4. 出席委員者の数 3 0 名 欠席者 1 名
 5. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 非農地証明願について
 - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
- 報告事項 使用貸借解約、農地改良等届について

議長

只今より、第12回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、10番委員は、所要の為、欠席との連絡がっております。

出席委員は、31名中30名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、24番委員、25番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転についての許可申請の1番から5番までを上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案、1番の譲受人は、経営規模拡大のための申請です。耕作面積は、下限面積に達しております。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人は、経営安定のための申請です。耕作面積は、下限面積に達しております。農機具は、トラクター、防除機の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲受人は、経営規模拡大のための申請です。耕作面積は、下限面積に達しております。農機具は、トラクター、田植機、キャリー、トラック等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番の譲受人は、経営規模拡大のための申請です。耕作面積は、下限面積に達しております。農機具は、トラクター、コンバイン、トラック等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

5番の譲受人は、経営規模拡大のための申請です。耕作面積は、下限面積に達しております。農機具は、トラクター、管理機、トラック、マルチャー等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1 番について、譲受人は、兼業農家で 20 年の農作業歴があります。妻と 2 人で農業を営んでおり、通作時間は 5 分ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

2 番について、譲受人は、兼業農家で 20 年の農作業歴があります。妻と 2 人で農業を営んでおり、通作時間は 2 分ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

3 番について、譲受人は、20 年の農作業歴があります。父母と 3 人で農業を営んでおり、通作時間は車で 2 分ということで問題ありません。

4 番について、譲受人は、35 年の農作業歴があります。妻と子と子の妻の 4 人で農業を営んでおり、通作距離は 80 m ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

5 番について、譲受人は、50 年の農作業歴があります。妻と子の 3 人で農業を営んでおり、通作時間は車で 2 分ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

第 1 号議案の 1 番から 5 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 1 号議案の所有権移転は許可することに決定します。第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

1 番の譲受人は、申請地を贈与で譲り受け、木造平家建住宅 1 棟を建築したいとのことです。

申請地は、市街化傾向が著しく住宅が連たんしていることから、第 3 種農地になります。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1 番の申請地は、北側は宅地、南側は赤道を挟み農地、東側・西側は農地となっております。

雨水排水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。2 番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2 番の譲受人は、申請地を譲り受け、平家建事務所兼倉庫 1 棟を建築したいとのことです。建築した後は、自分が役員である建設会社に貸すとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地外の農地で、第2種農地になります。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、北側は農地、南側・東側・西側は道路となっております。

雨水排水は道路側溝へ、汚水はくみ取り、生活雑排水は溜め桝より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

3番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

3番の使用借人は、使用貸人の子であります。

申請地を借り受け、木造二階建住宅1棟を建築したいとのことです。

申請地は、市街化傾向が著しく、申請地よりおおむね300m以内に駅があることから、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申請地は、北側は宅地、南側は申請人の父親の農地、東側は宅地、西側は農地となっております。

雨水排水は水路へ放流し、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

4番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

4番の譲受人は、申請地を譲り受け、木造平家建賃貸住宅を3棟建築したいとのことです。

申請地は、市街化傾向が著しく住宅が連たんしていることから、第3種農地になります。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

4番の申請地は、周囲を宅地に囲まれ、南東の隣接農地から約1.5m程度離れております。

雨水排水は溜め枡へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より水路へ放流となり問題ない

と見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

5番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

5番の譲受人は、申請地を譲り受け、木造二階建住宅1棟84㎡を建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

5番の申請地は、北側は譲渡人所有の農地、南側は宅地、東側は道路、西側は農地となっております。

雨水排水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より既存側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

6番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

6番の譲受人は、申請地を譲り受け、自己所有地に通じる進入路として利用したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

6番の申請地は、北側は道路、南側は宅地、東側は譲渡人所有の農地と譲受人の宅地、西側は農地となっております。

雨水排水は、道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案、非農地証明願についての1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第3号議案、非農地証明願の1番について、申請地は、昭和48年不詳頃より、資材置き場の一部として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、北側・西側は道路、南側は雑種地、東側は宅地となっております。

現状を見ると隣接の資材置場と一体に使用していることもあり、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。

つづいて非農地証明願についての2番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第3号議案、非農地証明願の2番について、申請地は、和42年不詳頃より、物置を建て使用しているとのこと。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、北側は農地、南側・西側は宅地、東側は道路となっております。
現状を見ると非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案2番は非農地証明書を交付することに決定します。

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	2件	5筆	2, 637. 00 m ²
耕作権の再設定	6件	8筆	8, 304. 00 m ²
合 計	8件	13筆	10, 941. 00 m ²

です。

次に農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、別添のとおりで、
1件 1筆 1, 186. 00 m²です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

農地法第18条の使用賃借解約、農地改良等届については、別添に記載のとおりですので報告します。

これで、第12回島原市農業委員会総会を閉会します。